

広島県告示第八百三十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部土木整備管理課及び広島県尾三地域事務所建設局において、平成二十年十月三十日までの間、縦覧に供する。

平成二十年十月十六日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 道路の種類

県道

二 路線名

御調久井線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
三原市久井町吉田字大下一九番一地从先から 三原市久井町吉田字大下四番一地从先まで	八・〇〇〇 五・二〇〇	六・八〇〇 〇・〇〇〇		一四四・〇〇	拡幅